

令和2年12月9日
消費者庁

特定商取引法に基づく行政処分について

北海道経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた北海道経済産業局長が実施したものです。

令和2年12月9日
北海道経済産業局

特定商取引法違反の電話勧誘販売業者に対する業務停止命令（3か月）及び指示並びに当該業者の業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に対する業務禁止命令（3か月）について

- 北海道経済産業局は、健康食品を販売する電話勧誘販売業者である株式会社大名製薬所（本社：福岡県福岡市）（以下「大名製薬所」といいます。）に対し、本日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第23条第1項の規定に基づき、令和2年12月10日から令和3年3月9日までの3か月間、電話勧誘販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、大名製薬所に対し、特定商取引法第22条第1項の規定に基づき、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証することなどを指示しました。
- また、北海道経済産業局は、大名製薬所の業務の遂行に主導的な役割を果たしている取締役の中野親人に対し、特定商取引法第23条の2第1項の規定に基づき、令和2年12月10日から令和3年3月9日までの3か月間、同社に対して前記業務停止命令により業務の停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。
- なお、北海道経済産業局は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けて、本処分を実施しました。

1 処分対象事業者

- (1) 名 称 : 株式会社大名製薬所
(法人番号 : 5290001068243)
- (2) 本社所在地 : 福岡県福岡市中央区大名2丁目11番25号
- (3) 代 表 者 : 代表取締役 吉原 貴之（よしはら たかゆき）
- (4) 設 立 : 平成26年11月7日
- (5) 資 本 金 : 300万円
- (6) 取 引 形 態 : 電話勧誘販売
- (7) 取 扱 商 品 : 「慶」「ケイ麗」と称する健康食品

2 特定商取引法の規定に違反する行為

- (1) 氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）
(特定商取引法第16条)

- (2) 契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘
(特定商取引法第17条)
- (3) 商品の効能につき不実のことを告げる行為
(特定商取引法第21条第1項)
- (4) 商品の価格につき不実のことを告げる行為
(特定商取引法第21条第1項)

3 大名製薬所に対する業務停止命令及び指示の詳細は別紙1、中野親人に対する業務禁止命令の詳細は別紙2のとおりです。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話 011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社大名製薬所に対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社大名製薬所（以下「大名製薬所」という。）は、消費者宅に電話をかけ、「慶（お試し品）」と称する健康食品（以下「本件商品①」という。）又は「ケイ麗（お試し品）」と称する健康食品（以下「本件商品②」という。）の売買契約（以下それぞれ「本件売買契約①」及び「本件売買契約②」という。）の締結についての勧誘（以下「電話勧誘行為」という。）を行い、当該消費者（以下「電話勧誘顧客」という。）から本件売買契約①及び本件売買契約②の申込みを電話により受け、又は電話勧誘顧客と本件売買契約①及び本件売買契約②を電話により締結していることから、このような同社が行う本件商品①及び本件商品②の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第3項に規定する電話勧誘販売（以下「電話勧誘販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

（1）業務停止命令

大名製薬所は、令和2年12月10日から令和3年3月9日までの間、電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 大名製薬所の行う電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- イ 大名製薬所の行う電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- ウ 大名製薬所の行う電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

（2）指示

ア 大名製薬所は、特定商取引法第16条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）、同法第17条の規定により禁止される契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘及び同法第21条第1項の規定により禁止される商品の効能及び販売価格につき、不実のことを告げる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらを大名製薬所の役員、同社の業務に従事する者に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ 大名製薬所は、電話勧誘販売により、本件売買契約①及び本件売買契約②を締結しているものであるところ、令和元年8月1日から令和2年12月9日までの間に、同社との間で電話勧誘販売により本件売買契約①及び本件売買契約②を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の事項を北海道経済産業局のウェブサイト（<https://www.hkd.meti.go.jp/>）に掲載される、同社に対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和3年1月12日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について、北海道経済産業局長宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証票及び通知文書を添付すること。）により報告すること。なお、令和2年12月23日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及

び同封書類一式をあらかじめ北海道経済産業局長宛てに文書により報告し承認を得ること。

(ア) 前記(1)の業務停止命令の内容

(イ) 本指示の内容

(ウ) 大名製薬所は遅くとも令和元年8月以降、電話勧誘販売に係る本件売買契約①又は本件売買契約②の締結について勧誘するに際し、あたかも、本件商品①に認知症、脳梗塞などの予防の効能、糖尿病、関節炎、腰痛、狭窄症などを改善させる効能又は医薬品との飲み合わせにより相乗効果をもたらす効能、また、本件商品②に認知症、脳梗塞、心筋梗塞、糖尿病、骨粗しそう症の予防の効能、腰、膝の痛み、肩こりを改善させる効能又は医薬品との飲み合わせによる医薬品の副作用を軽減する効能があるかのように告げているが、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を有していないこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第22条第1項及び第23条第1項

4 処分の原因となる事実

大名製薬所は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不眞）（特定商取引法第16条）

大名製薬所は、遅くとも令和元年9月以降、電話勧誘販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「以前に少しだけご案内しました。お変わりなくお元気でいらっしゃいました?」、「寒くなったけど、風邪は引かれてないですか?」、「1年ぐらい前になりますけどね、お電話で簡単なアンケートに答えてもらったことがあるんですよ。」などと告げるのみで、その電話が本件売買契約①又は本件売買契約②の締結について勧誘をするためのものであることを告げていない。

(2) 契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘（特定商取引法第17条）

大名製薬所は、遅くとも令和元年8月以降、電話勧誘販売に係る本件売買契約①又は本件売買契約②の締結について勧誘するに際し、電話勧誘顧客が「いりません」、「買いません」などと、電話により勧誘された当該売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、本件商品①又は本件商品②を購入するよう執ように告げるなどして、続けて当該売買契約の締結について勧誘をしている。

(3) 商品の効能につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第21条第1項）

大名製薬所は、遅くとも令和元年8月以降、電話勧誘販売に係る本件売買契約①又は本件売買契約②の締結について勧誘するに際し、あたかも、本件商品①に認知症、脳梗塞などの予防の効能、糖尿病、関節炎、腰痛、狭窄症などを改善させる効能又は医薬品との飲み合わせにより相乗効果をもたらす効能、また、本件商品②に認知症、脳梗塞、心筋梗塞、糖尿病、骨粗しそう症の予防の効能、腰、膝の痛み、肩こりを改善させる効能又は医薬品との飲み合わせによ

る医薬品の副作用を軽減する効能があるかのように告げている。

前記告知行為について、特定商取引法第21条の2の規定に基づき、大名製薬所に対し、期間を定めて、当該告知事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、これらを一切提出しなかった。このため、大名製薬所の行った当該告知行為は、いずれも同条の規定により、「商品の効能」につき不実のことを告げる行為をしたものとみなされる。

(4) 商品の価格につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第21条第1項）

大名製薬所は、遅くとも令和元年8月以降、電話勧誘販売に係る本件売買契約①の締結について勧誘をするに際し、実際には、本件商品①を常時3,980円（税込・送料込）で販売していたにもかかわらず、あたかも本件商品①の定価は8,000円であり、キャンペーン期間中に限り3,980円（税込・送料込）で販売しているかのように告げている。

5 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）、商品の効能につき不実のことを告げる行為）

大名製薬所の勧誘員乙は、令和元年9月、消費者aの自宅に電話をかけ、aに対し、「おはようございます、大名製薬所と申します。もうお忘れでしょうけど、以前に少しだけご案内しました。お変わりなくお元気でいらっしゃいました?」、「お元気そうですよ、お声が若いですね。私、別にお世辞言っているつもりはないけど、皆さんから若いって言われますでしょう。」、「何か歌でも歌ってらっしゃいますか？歌が好きっていうことは声がちゃんと出ているということです。で、声の若い人は見かけも若いですもんね、大体。だから多分皆さんから若いっていわれると思いますよ。」などと告げたのみで、勧誘に先立って、本件売買契約①の締結について勧誘をする目的である旨を告げずに、その勧誘を始め、乙は、aに対し、「物忘れの改善、認知症の予防に効果あるっていうのが正式に証明された商品です。」、「これはあの、関節炎、関節、軟骨の維持改善をするものです」、「関節の軟骨の維持改善もしてくれるものです。だから当然ですけど関節炎とか変形性膝関節症の改善、それから腰痛、そういうものにもすごくいいです。」などと、あたかも、本件商品①に、認知症の予防の効能並びに関節炎及び腰痛を改善させる効能があるかのように告げるなどした。その結果、aは、大名製薬所と本件売買契約①を締結した。

【事例2】（氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的不明示）、商品の効能につき不実のことを告げる行為）

大名製薬所の勧誘員Yは、令和2年2月、消費者bの自宅に電話をかけ、bに対し、「こんにちは。あの、私、私は、あの大名製薬所のYと申します。」、「寒くなったけど、風邪は引かれてないですか？」、「b様のお声はね、あの、張りがあって通られるけど、b様は70過ぎくらい？」などと告げたのみで、勧誘に先立って、本件売買契約①の締結について勧誘をする目的である旨を告げずに、その勧誘を始め、Yは、bに対し、「これを飲んで、そして、あの、脳梗塞の予防にも、これすごくいいんですよ。」、「一緒に飲んだらいい。あのね、血圧の薬は、血管ですね。bさんが、健康な人に比べると、中が狭いから、あの、詰まらないように、先生が、血管

をあれ、グ～って広げて、血の流れを良くするように出してはるんですよ。だけど、寒い時にね、血管がギュっと縮んだはずみとか、血圧の薬で血管をグ～っと広げたはずみで、血管に張り付いてる脂肪や垢が剥がれてね。脳とか心臓の血管に詰まるから、そうならないように、これは、おしぐで出してくれるんです。」などと、あたかも、本件商品①に、脳梗塞の予防の効能及び医薬品との飲み合わせにより相乗効果をもたらす効能があるかのように告げるなどした。その結果、bは、大名製薬所と本件売買契約①を締結した。

【事例3】(氏名等の明示義務に違反する行為(勧誘目的不明示)、商品の効能につき不実のことを行ふる行為)

大名製薬所の勧誘員Xは、令和元年11月、消費者cの自宅に電話をかけ、cに対し、「大名製薬所といいます。」、「ご無沙汰しています。1年くらい前になりますけどね、お電話で簡単なアンケートに答えてもらつたことがあるんですよ。」、「だんだん寒くなってきたので、お変わりないかな、元気かなと思って、余計なお世話かと思ったんですが、皆様のところに、お声かけのお電話をしてました。」、「熱はない？」、「元々が、低いの？」、「ちょ、まつ、まさか、35度台とかじゃないよね。」、などと告げたのみで、勧誘に先立つて本件売買契約②の締結について勧誘をする目的である旨を告げずにその勧誘を始め、Xは、cに対し、「認知症の予防ができますね、骨、血管、腸までも丈夫にすることができるんですよ。」、「脳梗塞、心筋梗塞、予防もできるし、あの、毛細血管の隅々まで、こう、きれ～に血液が流れていってね、新しい酸素とたっぷりの栄養を送り込むことができる」、「糖尿病の方は改善までみられると言われたりするんですよ。」、「腰が痛～い、膝が痛～い、肩がこる～とかですね、あの、体のどこかに、あの、痛み、しびれ、こりが出た時はね、あの、飲むだけじゃなくて、塗ることもできます。」、「飲んでいるお薬の副作用を軽減することができる物なんだけど、」などと、あたかも、本件商品②に、認知症、脳梗塞、心筋梗塞及び糖尿病の予防の効能、腰、膝の痛み、肩こりを改善させる効能並びに医薬品との飲み合わせによる医薬品の副作用を軽減する効能があるかのように告げるなどした。その結果、cは、大名製薬所と本件売買契約②を締結した。

【事例4】(契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘、商品の効能につき不実のことを行ふる行為、商品の価格につき不実のことを行ふる行為)

大名製薬所の勧誘員Yは、令和元年8月、消費者dの自宅に電話をかけ、dに対し、「42粒だけで、あの、一週間から十日で飲みきってしまいますけど、あのお値段の方は、3,980円はするんですが。」、「d様、これ、あの本当にですね、あのお金は3,980円は使わせるけど、飲まれないですか。」、「厚生労働省が、あの機能食品に入れていいって言われてるんですね、あのビオチンは、日本の大好きな病院で、あの糖尿病の治療で使われてるけど」などと告げて、本件売買契約①の締結について勧誘した。

これに対して、dが「私は、もう、そういうのは一切飲まない、飲まないんです。」と言うと、Yは、「うん、うん、健康食品は私も勧めないです。」、「もうやっぱり、おいしくごはんをしっかり食べるというのが基本だからですね、そして、あの糖尿持ってらっしゃったら、もう時間がどんなに、こう焦ってあっても、ゆっくり食べてですね、ゆっくり噛んで、かきこまないよう、で、これは、あの、すい臓でインスリンを作る力を高めてくれたり、あの、インスリン

の分泌を促してくれるっていう、ビオチンっていうのが入ってるんですよ。」などと告げた。dが、更に、「経済的には無理やし。」と言い、本件売買契約①を締結しない旨の意思を繰り返し表示したが、Yは、引き続き、「42粒を飲んでやっぱりこう体感をしていただけるっていう自信があるんですね、あの飲むのと飲まないのは全然違います。」「8月、もう8月終わりですけどね、8月いっぱいは、あの、3,980円だからですね、いつも、あの、1年中でてるけど、8,000円でだしてますよ。」「8月がもう、あさってで終わってしまうけど、もうおんなじ物だから、8,000円と3,980円だったら、3,980円で、そして、やっぱり、おんなじ物、いいものを飲めるからですね」などと告げて、続けて本件売買契約①の締結についての勧誘をした。係る一連の勧誘の中で、Yは、dに対し、「あの認知症の予防と、あの、そういう、こう体の軽さ、肝機能とか、ああいう、すい臓、あのー、糖尿病のほうとかには、絶対、あの後悔はさせないです。」「もう、絶対後悔はさせないです。あの本当にもう糖尿病とか。」「体のだるさとかあの、あと狭窄症ですね。ああいうこう、このしびれとか、むくみとか、こむら返り、それからあの耳鳴り、目まいって、あの、かいゆうの方の障害からですねあの、そういった血流からくるものには、あの結構即効性があって、」などと、あたかも、本件商品①に、認知症の予防の効能並びに糖尿病及び狭窄症を改善させる効能があるかのように告げるなどした。その結果、dは、大名製薬所と本件売買契約①を締結した。

【事例5】（契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘）

大名製薬所の勧誘員Wは、令和元年12月、消費者eの自宅に電話をかけ、eに対し「あの、うちがね、今、大変、あの皆さんに喜ばれてるのが、このノビレチンをですね、あの、うちのほうで扱ってますので、あの、これをですね、半額でお試していただいてるんです。」「これね、一週間だけのお試し。」「今日のこのお知らせはね、あの、42粒で本当は8千円です。」「あのね、8千円だけど、3,980円。」などと告げて、本件売買契約①の締結について勧誘した。

これに対して、eが「あ～、いらない」、「高い、高い」、「一週間でそんなんじゃ、いらない」と言うと、Wは、「それ、あの、結果が出るのよ。」などと告げ、eが更に「いやいやいやいやいや～、だって、そしたら、通常8千円で買わなきゃいけないでしょ。」「そんなお金ないよ、8千円も1万円もなるのに、そんな～。」と本件売買契約①を締結しない旨の意思を繰り返し表示しても、Wは、引き続き、「うん、あの、eさんがね、ものすごくね、私はね、短い間、よく聞いてくださったって思うのはね。」「eさんはね、もう、前を、あの想像してるんですよ。あっ、これいいだろうなって、飲んだらね気に入るだろうなって。だから、8千円かなって思うでしょ。」「もし、ご予算がこれだけって言ったら、そのような、あの相談もできますから、別に先のことを心配しないでください。」などと告げて、続けて本件売買契約①の締結について勧誘をした。さらに、eが、「4千円で一週間は、ちょっと私にはね、ぜいたくだわ。」「私には、ちょっとね～。」「私ね、年金暮らしですよ。」「年金ってさ、6万円くらいしかもらっていないのに、それぞれ、いっぱい、もう、支払があるのよ。」と契約を締結しない旨の意思を表示しても、Wは、引き続き、「はい、分かりますよ、だけね、1回だけだったらね、なんとか、かんとかしてね～」などと告げ、これに対して、eが、「毎月、8千円なんか払えないよ。」などと契約を締結しない旨の意思を表示しても、Wは、「いや、だから、毎月じゃないですよ。1回

だけ、1回だけね、して、相談はいくらでもできるんですよ。」などと告げて、続けて本件売買契約①の締結について勧誘をした。その結果、eは、大名製薬所と本件売買契約①を締結した。

【事例6】(契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘、商品の効能につき不実のことを告げる行為)

大名製薬所の勧誘員Vは、令和元年9月、消費者fの自宅に電話をかけ、fに対し「あらまあ、アリナミンだったら、私どもが勧めるケイ素ですよ。」「これは、1か月、十分とらえていただくのが、6,980円だけなんです」と告げ、本件売買契約②の締結について勧誘した。

これに対して、fが「そろそろ高くて、今は買えませんね～。」と言うと、Vは、「あら、でもね、これ、皆さん、ご無理をなさって、お買い求めてくださった方々は、今の夏バテのお体が、すごく立て直された。」「体の中にあるものが、もう、どんどんどんどん、摂取して補われていくもんですから、体が応えてくれるんです。」などと告げ、更にfが「そういうてもね、今、あの、余裕のない、あれですね。新聞取らなきや、新聞屋が来るんですよ。新聞取らなきやね。」「それがちょっとね、今、いろいろ支払ったりするとね」、「家賃も、ほら、ありますからねー」、「買う余地がないっていうことに気がつかなかつたんですね。結構、払うもの、結構あるんですよ。」と、本件売買契約②を締結しない旨の意思を繰り返し表示しても、Vは、引き続き、「お支払いされるのが、あるんでしょー。」「でも、これ、たった1本、まあ、あの6,980円だけなんですけど。」などと告げて、続けて本件売買契約②の締結について勧誘をした。係る一連の勧誘の中で、Vは、fに対し、「骨粗しょう症にならないように、守り抜いてるのは、ケイ素の力が大きいんです。」などと、あたかも、本件商品②に、骨粗しょう症の予防の効能があるかのように告げるなどした。その結果、fは、大名製薬所と本件売買契約②を締結した。

中野 親人に対する行政処分の概要

1 名宛人

株式会社大名製薬所 取締役 中野 親人（なかの ちかひと）（以下「中野」という。）

2 処分の内容

中野は、令和2年12月10日から令和3年3月9日までの間、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第3項に規定する電話勧誘販売（以下「電話勧誘販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- （1）電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- （2）電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- （3）電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第23条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- （1）別紙1のとおり、株式会社大名製薬所（以下「大名製薬所」という。）に対し、特定商取引法第23条第1項の規定に基づき、同社が行う電話勧誘販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）中野は、大名製薬所の役員であり、かつ、同社が停止を命じられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。